第１２０号議案

　　品川区長の給与の特例に関する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年１月１２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区長の給与の特例に関する条例

　区長の給料月額は、品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和２２年品川区条例第１４号）第２条の規定にかかわらず、同条に掲げる給料月額から当該額に１００分の２０を乗じて得た額を減じた額（１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年２月１日から施行する。

２　令和５年２月１日から同年３月３１日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「１００分の２０」とあるのは「１００分の４０」とする。

３　前項の規定は、令和５年３月に支給する期末手当の額を計算する場合においては、適用しない。

４　この条例は、令和８年１２月３日（この条例の施行の際現に在職する区長が同日前に退職した場合は、当該退職した日）限り、その効力を失う。

　（説明）区長の給与を減額する必要がある。